要求書

一、労働時間ハ[illegible]ニ短縮セラレ度シ
一、最低賃金ヲ金一円七十銭トセラレ度シ
一、解雇絶対反対ノ件
一、工場閉鎖絶対反対ノ件
一、織機ニ対シ手当ヲ三割支給セラレ度シ
一、残業手当ヲ五割増ヲ支給セラレ度シ
一、休業手当ヲ二割支給セラレ度シ
一、皆勤手当ヲ旧ニ復セラレ度シ
一、[illegible]ニ割当支給セラレ度シ
一、カード検番ニ割当支給セラレ度シ
一、公傷手当ヲ全額支給セラレ度シ
一、賃金未払日ヲ即時支払スベキ件
一、食堂設備ヲ改良セラレ度シ
一、今回ノ闘争ニ就キ犠牲者ヲ出サザルコト

右十三ヶ條[illegible]
昭和六年[illegible]
[illegible]

労発第二九九八號
昭和六年九月九日 警視総監 高橋守雄

内務大臣 安達謙蔵殿
社会局長官殿

矢崎工場労働争議ニ関スル件

要旨……交渉約十回ニシテ解決、調停条件ハ比較的従業員側ニ有利ナリ

標記争議ハ九月七日円満解決セルカ其ノ前後ニ於ケル状況左記ノ通リ

發生	八、二五
解決	九、七
使用労働者	五四
争議参加者	[illegible]
関係労働組合	全労

記

一、労働者側
一、職工ハ全部八月二十七日硝子産業労働組合ニ加入本部員栗原四郎ノ指揮ニ依リ行動ス

6.9.14 3013